

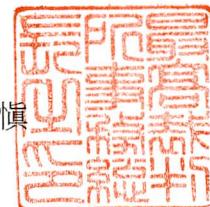
最高裁秘書第1629号

令和4年6月1日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

4月28日付け（5月2日受付、第040100号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「横領被告事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (2) 「相続税更正処分等取消請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (3) 「覚醒剤取締法違反被告事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (4) 「共有持分権確認請求事件について」と題する書面（片面で2枚）
- (5) 「損害賠償請求事件について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

横領被告事件について

事案の概要

- ◇ 本件は、土木建築会社が農地所有者から転用目的で農地（本件土地）を購入するに当たり、被告人が代表理事を務める組合名義で農地法所定の許可を得た上で、本件土地の登記簿上の名義人を同組合としていたところ、被告人が、本件土地を第三者に売却して所有権移転手続を完了させたという事案。

1審判決、原判決及び争点

- ◇ 1審で、被告人は、本件土地は自らの費用で購入したものであると主張したが、1審判決は、本件土地の買主は前記会社であると認定し、被告人は、前記組合を登記簿上の名義人として前記会社のために預かり保管中の本件土地を、前記会社に無断で第三者に売却したものであるとして横領罪の成立を認め、被告人を懲役1年6月に処した。被告人が控訴し、原審でも同様に事実誤認の主張をしたが、原判決は、職権で、農地法所定の許可を受けていない前記会社に本件土地の所有権が移転することはないから、前記会社を被害者とする横領罪は成立し得ず、1審判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りがあるので、被告人の控訴趣意を検討するまでもなく破棄を免れないとして、被告人を無罪とした。検察官が上告。
- ◇ 当審における争点は、農地の譲受人が、第三者に委託して、その第三者名義で農地法所定の許可を得た上、その第三者を登記簿上の名義人としていたとすると、その場合に第三者がその土地を不法に領得したときの横領罪の成否。同種の事案で横領罪の成立を認めた高裁判例（高松高裁昭和58年11月22日判決・刑事裁判月報15巻11・12号1180頁）違反等が主張されている。

[参考]

刑法第252条1項　自己の占有する他人の物を横領した者は、5年以下の懲役に処する。

農地法第5条1項　農地を農地以外のものにするため…これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利（注：所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利）を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。（以下略）

相続税更正処分等取消請求事件について

事案の概要

本件は、上告人らが、相続財産の価額を財産評価基本通達の定める方法によって評価した額（通達評価額）により相続税の申告をしたところ、税務署長から、相続財産のうち不動産の一部の価額は上記通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められるから別途実施した鑑定による評価額（鑑定評価額）をもって評価すべきであるとして、それぞれ更正処分等を受けたため、被上告人を相手に、その取消しを求める事案である。

問題となる不動産（甲不動産、乙不動産）の購入価格（購入に伴う借入額）、売却価格、通達評価額及び鑑定評価額は、次のとおりである。

	甲不動産	乙不動産
購入価格* (借入額)	8億3700万円 (6億3000万円)	5億5000万円 (4億2500万円)
売却価格*	売却せず	5億1500万円
通達評価額	約2億0004万円	約1億3366万円
鑑定評価額	7億5400万円	5億1900万円

* 購入は相続開始の約3年5か月前（甲不動産）と約2年6か月前（乙不動産）であり、売却は相続開始の約9か月後（乙不動産）である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、上記各不動産については、上記通達の定める評価方法を形式的に全ての納税者に係る全ての財産の価額の評価において用いるという形式的な平等を貫くことにより、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害し、法の趣旨及び上記通達の趣旨に反することになるなど不当な結果を招来すると認められるような特別の事情があるといえるから、他の合理的な方法により評価することが許されるところ、上記鑑定評価額は上記各不動産の客観的な交換価値としての時価であると認められるから、これを基礎とする更正処分等は適法であるとして、上告人らの請求を棄却した。
- ◇ 本件における争点は、上記各不動産につき通達評価額ではなく鑑定評価額をもって評価した価額を基礎としてされた更正処分の適否である。

覚醒剤取締法違反被告事件について

事案の概要

- ◇ 本件は、被告人が覚醒剤を自己使用したとして起訴された事案である。

1審判決、原判決及び争点

- ◇ 1審判決は、被告人に対する強制採尿令状の発付は「犯罪の捜査上真にやむを得ない」（最高裁昭和55年10月23日第一小法廷決定・刑集34巻5号300頁）という要件を満たさない違法なものであったが、捜査機関の行為に令状主義の精神を没却するような重大な違法はないとして、被告人の尿に関する鑑定書等の証拠能力を認め、被告人を懲役3年2月に処した。これに対し、被告人が控訴した。
- ◇ 原判決は、上記強制採尿令状が嫌疑の点でも最終的手段としての強制採尿の必要性の点でも要件を欠いているのに発付された違法なものであり、その執行としてされた強制採尿手続も違法であって、本件一連の手続の違法は令状主義の精神を没却するような重大なものであり、上記鑑定書等の証拠能力は認められないとして、訴訟手続の法令違反を理由に1審判決を破棄し、無罪を言い渡した。これに対し、検察官が上告した。
- ◇ 当審における争点は、本件の強制採尿手続を前提として、上記鑑定書等を違法収集証拠として排除すべきかどうかである。

[参考] 最高裁昭和53年9月7日第一小法廷判決・刑集32巻6号1672頁

証拠物の押収等の手続に令状主義の精神を没却するような重大な違法があり、これを証拠として許容することが、将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でないと認められる場合においては、その証拠能力は否定されるものと解すべきである。

共有持分権確認請求事件について

事案の概要

本件は、町内会である上告人（1審原告）が、同じく町内会である被上告人（1審被告）に対し、上告人が建物の共有持分権を有することの確認を求める旨を訴状に記載して、訴えを提起した事案である。

1審及び原審においては、上記建物の建築時に上告人及び被上告人を含む3町内会の間で上記建物を共有する旨の合意がされたか否かについて主張立証がされていた。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、本件請求は、建物の共有持分権が上告人自身に帰属することの確認を求めるものであるとし（別紙【図1】参照）、権利能力のない社団である上告人が所有権等の主体となることはできないとして、本件請求を棄却した。
- ◇ 当審における争点は、原審が、上告人に対し、本件請求について、建物の共有持分権が上告人の構成員全員に総目的に帰属する（別紙【図2】参照）ことの確認を求める趣旨のものであるかについて釈明権を行使する必要があったかである。

〔参考1〕民事訴訟法149条1項（釈明権等）

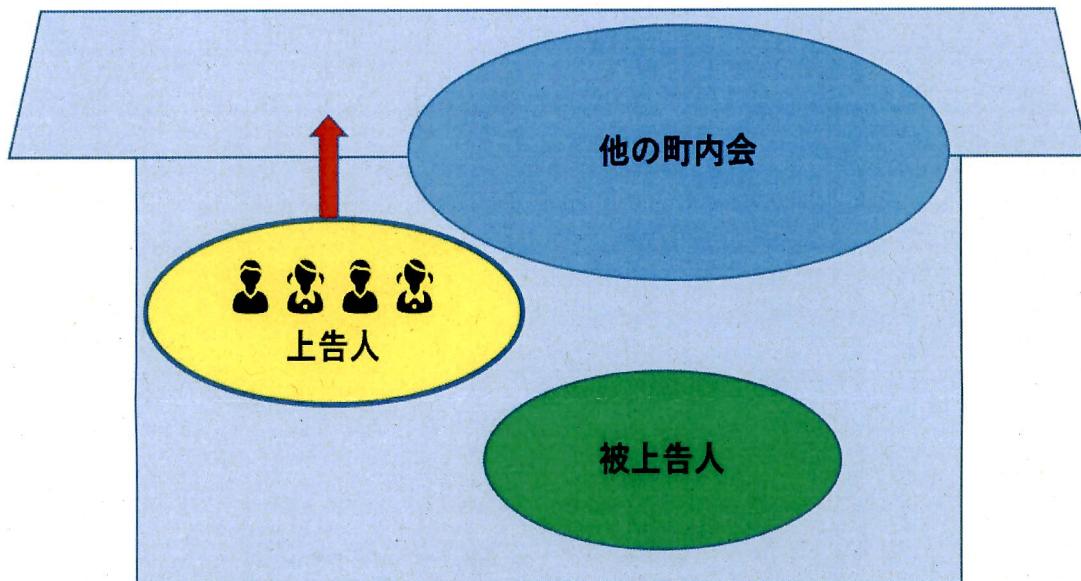
裁判長は、口頭弁論の期日又は期日外において、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問い合わせを発し、又は立証を促すことができる。

〔参考2〕最高裁昭和39年10月15日第一小法廷判決

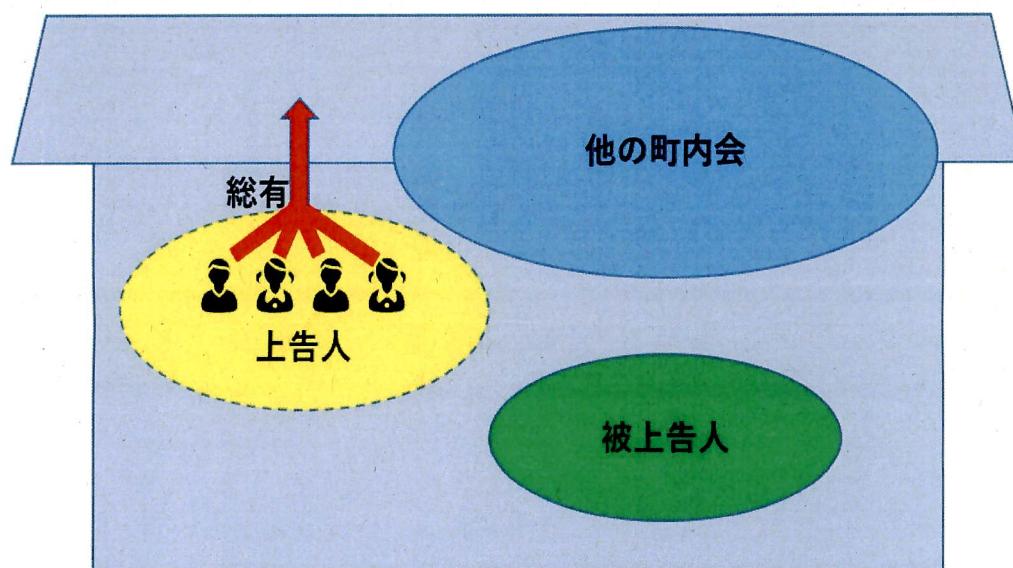
権利能力のない社団がその名においてその代表者により取得した資産は、構成員に総目的に帰属するものと解すべきである旨判示した。

(別紙)

【図1】



【図2】



△△△△ 構成員

↑ 本件において問題とされている共有持分権

損害賠償請求事件について

事案の概要

本件は、主に神奈川県内において建物の解体作業等に従事し、その後に石綿肺、肺がん等の石綿（アスベスト）関連疾患に罹患した者又はその承継人である被上告人ら（第1審原告ら）が、建材メーカーである上告人ら（第1審被告ら）は、石綿含有建材を製造販売するに当たり、当該建材から生ずる粉じんにばく露すると石綿関連疾患に罹患する危険があること等を表示すべき義務を負っていたにもかかわらず、その義務を履行しなったなどと主張して、上告人らに対し、不法行為等に基づく損害賠償を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決（東京高裁）は、上告人らは、昭和50年1月1日以降、石綿含有建材を製造販売するに当たり、当該建材を使用する建物の建設作業従事者のほか、当該建材が使用される建物の解体作業従事者に対しても、当該建材から生ずる粉じんにばく露すると石綿関連疾患に罹患する危険があること等を表示すべき義務を負っていたにもかかわらず、その義務を履行しなかったとして、被上告人らの上告人らに対する不法行為に基づく損害賠償請求を一部認容した。
- ◇ 本件における争点は、上告人らが、石綿含有建材を製造販売するに当たり、当該建材が使用される建物の解体作業従事者に対し、当該建材から生ずる粉じんにばく露すると石綿関連疾患に罹患する危険があること等を表示すべき義務を負っていたか否かである。